平成３０年（フ）第７５７号
札幌市東区北７条東５丁目18番地12　サングローリー031号、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内中野町１丁目４番34号
債務者　海原　彩夏
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７９２号
札幌市東区北20条東13丁目２番８―205号
債務者　近藤　留美（旧姓長内・小林・今紺）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８０３号
札幌市北区北25条西17丁目１番５号
債務者　石川万寿美
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８３６号
札幌市南区南34条西９丁目２番５―408号
債務者　佐藤　弘子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４４号
札幌市中央区宮の森４条５丁目１番18号　ノヴァ宮の森201号
債務者　大矢根玉恵こと　大矢根玉惠
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５０号
札幌市西区西野９条４丁目３番15号
債務者　丹野　典子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７１号
札幌市白石区本郷通６丁目北４番８号　ＩＳＥＩハイム203号
債務者　石田　幸子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８号
北海道沙流郡日高町富川北７丁目４番９―１号
債務者　國分　正幸
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
福島県会津若松市旭町３番30号、前住所福島県会津若松市相生町５番37号
債務者　齋藤　まみ
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第２８２号
埼玉県川口市大字伊刈136番地の17
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９３号
埼玉県加須市花崎１丁目42番地９
債務者　宮田　正義
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６６１号
埼玉県新座市野寺１丁目２番６号　野島マンションⅡ103号室
債務者　櫻井　正武
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７１６号
埼玉県加須市久下５丁目２番地16　堀越ハイツ101号
債務者　滝　　信
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７３５号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮２丁目４番10号エクセレントハイム205号
債務者　廣畑　俊夫
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８４号
埼玉県草加市瀬崎６丁目22番７号　パレスコーリューＡ―202号、旧住所埼玉県八潮市大字大原666番地１　エクセル弐番館102号
債務者　岩瀬　健助
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２６３号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目25番地４　ラヴェンデルアインツ205
債務者　関根　昌浩
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２７５号
埼玉県草加市西町438番地６　シャトレー西町201号
債務者　豊田　正夫
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係